



障害福祉だより⑥ ～住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように～

障害者を虐待から 守りましょう

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されています。
この法律では、家庭や施設、勤務先などで、障害者虐待を発見した人は、速やかに通報することが義務付けられています。
住民一人ひとりの理解や取り組みが、虐待を受けている障害者や家族などが抱える課題の解決につながります。

対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他、心身の機能障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人（障害者手帳を持っていない人も含みます）

障害者虐待はこんなところで起こっています

- 家庭**：障害者の生活の世話をしている家族、親族、同居人などによる虐待
- 施設**：障害者福祉施設、障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待
- 職場**：使用者（雇用者）や職員などによる虐待

どのようなことが虐待になるの

身体的虐待	殴る、蹴る、やけど・打撲させる、身体を縛りつける、部屋に閉じ込める、戸外に閉め出す など
性的虐待	性的行為を強要する、わいせつな言葉を発する など
心理的虐待	怒鳴る、仲間に入れない、子ども扱いする、侮辱する言葉を浴びせる など
ネグレクト（放棄・放任）	食事や水分を十分に与えない、あまり入浴させない、排泄の介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない など
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を使わせない など

「もしかして、虐待かも？」
そう思ったら、まずはご相談ください

相談窓口 ●通報者の秘密は守られます

美祢市虐待防止センター（総合相談支援センターみね内）

☎0837(56)1839 ☎0837(56)1814

休日夜間電話番号 ☎090(1184)7830

美祢市地域福祉課

☎0837(52)5227 ☎0837(52)1490

休日夜間電話番号 ☎0837(52)1110



身体的虐待

ネグレクト（放棄・放任）

問い合わせ先 地域福祉課 ☎0837(52)5227 ☎0837(52)1490

各種相談

年金相談

2月14日 9時30分～12時、13時～15時30分
美祢市民会館

予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

農業相談

2月13日 9時～11時30分 農業委員会事務局

予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

※開催日の1週間前までに予約が必要です。

職業相談

2月14日 10時～11時 美東センター
12時30分～16時 サンワーク美祢

2月28日 10時～11時 嘉万公民館
12時30分～16時 サンワーク美祢

問い合わせ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

人権相談

2月14日 13時30分～16時30分 秋芳地域福祉センター
2月21日 10時～15時 美祢市民会館
13時30分～16時30分 美東地域福祉センター

問い合わせ先 山口地方務局人権擁護課 ☎083(922)2295

行政相談

2月7日 13時30分～16時 綾木公民館

2月21日 10時～12時 美祢市民会館

2月28日 13時30分～16時30分 岩永公民館

問い合わせ先 市民課 ☎0837(52)5230

心配ごと相談 毎週水曜日13時30分～16時30分 （※美東地域は16時まで）

2月7日 美祢市社会福祉協議会、※綾木公民館

2月14日 於福公民館、秋芳地域福祉センター

2月21日 美祢市社会福祉協議会、※美東地域福祉センター

2月28日 美祢市社会福祉協議会、岩永公民館

問い合わせ先 美祢市社会福祉協議会 ☎0837(52)5222

司法書士による無料法律相談会

2月1日 13時～15時 秋芳総合支所

※3月1日 13時～15時 美祢市役所
（※2月22日 予約開始）

弁護士による無料法律相談

2月15日 13時30分～15時20分 美祢市役所
（2月8日 予約開始）

予約先 市民相談室 ☎0837(52)5230

所得税及び復興特別所得税の 期間：2月14日(水)～3月15日(木)

確定申告が始まります

確定申告・市県民税の申告が必要な人

- ① 農業所得・営業所得・不動産所得等がある人
 - ② 給与所得がある人のうち
 - ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ・ 年末調整済給与所得以外の所得がある人
 - ③ 公的年金以外の収入がある人
 - ④ 収入が給与又は公的年金のみであるが、各種所得控除を申告したい人
 - ⑤ 生命（損害）保険契約に基づく年金、一時金や満期返戻金があった人
- ※上記以外でも申告が必要な場合があります。

～申告書の作成・提出は、
e-Tax又は郵送で！～

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書等が作成できます。

申告をすれば納めた所得税等が戻る場合がある人

- ① 年の途中に退職等で年末調整をしていない人
- ② 医療費の控除を受ける人
 - ・ 10万円又は所得の5%を超える医療費を支払った人
 - ・ 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行った人で、スイッチOTC医薬品の購入費が12,000円を超える人
- ③ 寄附金控除の該当団体等に寄附をした人

市の申告会場で受付できないもの

- ① 1月1日に市内にお住まいでない人の申告
- ② 青色申告
- ③ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）1年目の申告
- ④ 過去の申告（平成28年中以前）
- ⑤ 相続税、贈与税、消費税など所得税以外の国税の申告
- ⑥ その他税務署の判断を要するもの

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 「収入・所得」の確認書類
 - ア 事業所得・不動産所得
収入及び経費の確認できる書類
(収支内訳書・記帳帳簿・領収書等)
農業はJAの(営農)生活貯金取引通知書(年間集計表)
 - イ 給与収入
給与の源泉徴収票
 - ウ 年金収入
公的年金等の源泉徴収票
 - エ 雑所得、一時所得、配当所得、譲渡所得
その所得の内訳が確認できる書類
- ③ 「控除」の確認書類
 - ア 社会保険料
健康保険料・国民年金保険料などの控除証明書
 - イ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料
掛金の控除証明書
 - ウ 医療費控除
医療費控除の明細書・セルフメディケーション税制(※)の明細書又は医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が確認できる書類
(※)広報げんきみね。1月号12頁に掲載しています。
 - エ 障害者控除
障害者手帳
 - オ 寄附金控除
寄附先からの領収書など
 - カ 住宅借入金等特別控除（2年目以降）
借入金の年末残高等証明書、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

- ④ 所得税の還付申告の場合は、ご本人名義の金融機関名・支店名・口座番号のわかるもの
- ⑤ マイナンバーの確認書類と本人確認書類

■本人が申告される場合

マイナンバーカード 又は

マイナンバーの確認書類 1種類

通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書など（マイナンバーの記載があるもの）



本人確認書類

顔写真付証明書 1種類(運転免許証、パスポートなど)
顔写真なし証明書 2種類
(健康保険証、介護保険被保険者証など)

■代理人が申告される場合

委任者のマイナンバーカード 又は

（マイナンバーの確認書類
+ 委任状又は本人確認書類） + 申告に来られる人の本人確認書類

■扶養控除を申告される場合

扶養する人のマイナンバーカード又はマイナンバーの確認書類も併せて持参してください。

問い合わせ先 税務課(☎0837(52)5234)
厚狭税務署(☎0836(72)0180)